



埼玉県報

第 2888 号
平成 29 年(2017 年)
4 月 4 日
火曜日

目次

告示

- 上尾都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 手数料の徴収事務委託（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 葛西用水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 県道練馬所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道所沢青梅線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越入間線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 準中型免許に係る初心運転者講習を行う指定講習機関の公示（運転免許課）

告 示

埼玉県告示第四百三十一号

上尾市から上尾都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

手数料	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第一百一号、第一百二号、第三十二号、第三百三十四号、第三百三十五号、第四百四十四号から第四百四十七号まで、第四百六十九号、第四百七十一号、及び第七十二号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 川合 善明 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 高橋 努	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第四百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー上福岡駒林店

埼玉県ふじみ野市駒林元町二丁目一番二十号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一六七台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時四十五分から翌午前零時十五分

第二駐車場 午前八時四十五分から午後十時

（変更後）第一駐車場 午前八時四十五分から翌午前零時十五分

第二駐車場 午前八時四十五分から午後十時

第三駐車場 午前八時四十五分から翌午前零時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十八日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時十分から午後九時

土日祝日 午前九時から午後九時

アウトレット棟

午前十時から午後八時（年間三十日午後九時）

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時十分から午後九時

土日祝日 午前九時から午後九時

アウトレット棟

午前十時（年間三十日午前九時三十分、一月一日から三日は午前九時）から午後八時（年間三十日午後九時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時から午後九時三十分

土日祝日 午前八時三十分から午後九時三十分

アウトレット駐車場

午前九時三十分から午後九時

午後九時まで営業する場合 午後九時三十分まで

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時から午後九時三十分

土日祝日 午前八時三十分から午後九時三十分

アウトレット駐車場

午前九時三十分から午後九時

午前九時三十分から営業する場合 午前九時から

午前九時から営業する場合 午前七時から

午後九時まで営業する場合 午後九時三十分まで

ハ 変更年月日

平成二十九年五月三日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計九者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五 外 計九者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社そごう・西武 代表取締役 松本隆

東京都千代田区二番町五番地二十五

株式会社ロフト 代表取締役社長 内田雅己

東京都渋谷区宇田川町十八番二号 外 計八者

（変更後）株式会社そごう・西武 代表取締役 林拓二

東京都千代田区二番町五番地二十五

株式会社ロフト 代表取締役社長 安藤公基

東京都渋谷区宇田川町十八番二号 外 計八者

ハ 変更年月日

平成二十八年十月六日外

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百三十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワルツ（WALTZ）

埼玉県所沢市日吉町十二番一号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四二六台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四二六台

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

ウインズ二十四パーキング 午前零時から翌午前零時

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

（変更後）ワルツ駐車場 午前九時四十五分から午後十時

西武鉄道西口駐車場 午前九時四十五分から午後八時三十分

タイムズ所沢駐車場 午前零時から翌午前零時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 七か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十九年十一月二十九日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）加須大利根SC

埼玉県加須市北下新井百四―二外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社三喜 代表取締役 野田孝文

千葉県柏市中央町二―八

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 石井俊樹

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社三喜 代表取締役 野田孝文

千葉県柏市中央町二―八

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十九年十一月二十九日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五千六百十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二七五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三三〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二四四平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三四立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社カスミ 午前九時から翌午前零時

未定区画 午前九時から翌午前零時

株式会社三喜 午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 四か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設三 午前六時から午前八時三十分

荷さばき施設四 午前六時から午後十時

荷さばき施設五 午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十九年三月二十八日

二 縦覧期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十九年三月二十七日認可した。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

葛西用水路土地改良区

二 事務所所在地

幸手市

告 示

埼玉県告示第四百三十九号

平成二十八年埼玉県告示第千三百四十八号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十八日終了した旨測量計画機関である久喜市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十号

平成二十八年埼玉県告示第千四百八十六号で公示した公共測量は、平成二十九年二月二十八日終了した旨測量計画機関である白岡市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十一号

平成二十八年埼玉県告示第千五百七十号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十一日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十二号

平成二十九年埼玉県告示第六十五号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十三号

平成二十八年埼玉県告示第千三百三十一号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十四日終了した旨測量計画機関である坂戸市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

平成二十八年埼玉県告示第千四百四十九号で公示した公共測量は、平成二十九年三月二十九日終了した旨測量計画機関である加須農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 練馬所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市大字下安松字上横道北一 五〇一番地先から同市東所沢和 田二丁目三五番一地先まで		区 間
一一・七一〇 一三・〇一	九・八〇〇 一一・〇九	敷地の幅員 (メートル)
六九・三〇		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢青梅線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市大字下安松字上横道南九 七五番一地先から同市大字下安 松字上横道南九七〇番一地先ま で</p>		<p>区 間</p>
<p>一一・七一ゝ 一三・〇一</p>	<p>九・八〇ゝ 一一・〇九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六九・三〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>る。 歩道整備事業によ</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾字堂ノ前原五 五三番一から同市大字南入曾字 堂ノ前原五五三番四地先まで		区 間
一〇・四〇ㄱ 一一・六〇	七・八〇ㄱ 八・二〇	敷地の幅員 (メートル)
一一二・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業によ る。		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令越建セ第二八〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十九年三月三十日

越建セ第五〇四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町東姫宮一丁目八百五十六番一、八百五十六番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字東四百四十三番地

鈴木 康雄

告 示

埼玉県公安委員会告示第55号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定講習機関として指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき公示する。

平成29年4月4日

埼玉県公安委員会委員長 木 村 健 司

指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類	指定を行った日
埼玉自動車学校 熊谷市見晴町330番地 柏俣 秀夫	埼玉自動車学校 熊谷市見晴町330番地	準中型免許に係る初心運転者講習	平成29年3月12日
かごはら自動車学校 熊谷市拾六間726番地 山田 豊彦	かごはら自動車学校 熊谷市拾六間726番地	準中型免許に係る初心運転者講習	平成29年3月12日
ファインモータースクール上尾 上尾市大字平塚596番地5 臼田 和弘	ファインモータースクール上尾 上尾市大字平塚596番地5	準中型免許に係る初心運転者講習	平成29年3月12日
レインボーモータースクール 和光市下新倉5丁目27番1号 佐竹 正規	レインボーモータースクール 和光市下新倉5丁目27番1号	準中型免許に係る初心運転者講習	平成29年3月12日